

## 社会福祉法人福智町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第11条及び定款第14条並びに定款施行細則第6条の規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報 酬)

第2条 役員等の報酬については、出務報酬とし、その額及び支給方法は、以下のとおりとする。

- ・ 会長 2,000円/日額
- ・ 副会長、常務理事 1,500円/日額

2 報酬の支給については、月締めの翌月10日に支給するものとし、当日が休館日又は金融機関の休業日の場合は、繰り上げて支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が招集に応じ、又は会議に出席したときの費用弁償額については、以下のとおりとする。

役 職 名	会 議	監 査	相談業務
理 事	1,500円	—	—
監 事	1,500円	2,500円	—
評議員	1,500円	—	—
部会・委員会委員	1,000円	—	—
相談員	1,000円	—	3,000円
福祉委員	1,000円	—	—

### (旅 費)

第4条 役員等が業務のために出張したときは、本会役員等旅費規程により、費用弁償として旅費を支給する。

### (補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

### 附 則

- ・ この規程は、平成18年3月1日より施行する。
- ・ この規程は、平成19年4月1日より施行する。(改定)
- ・ この規程は、平成21年7月1日より施行する。(改定)
- ・ この規程は、平成22年4月1日より施行する。(改定)